

令和2年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（個人市民税・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除該当部分）の対象となる地方団体を以下の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること

対象となる地方団体につきましては、総務省ふるさと納税ポータルサイトを御参照ください。

令和元年6月以降に支出された指定対象外の団体への寄附金については、個人市民税・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分は対象外となります（所得税の所得控除及び個人市民税・県民税の基本控除部分については対象となります）。

※指定対象外とされていた大阪府泉佐野市、和歌山県高野町及び佐賀県みやき町については、令和2年7月3日をもって、期間を令和元年6月1日から令和2年9月30日として総務大臣の指定を受けることとなりました。

住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長

消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年10月から令和2年12月までの間に居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除の控除期間が10年から13年に変更となります。